

報告第 25 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

小田原市長 加藤 憲一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 6 年 7 月 5 日
- 2 損害賠償額 16,000 円
- 3 相手方 市外在住者
- 4 事故の概要 令和 6 年 3 月 28 日午前 10 時 35 分頃、市内扇町一丁目 15 番 9 号付近の寺町交差点において、広報広聴室職員の運転する公用車が市道 0086 の井細田大橋側からけやき通り側に右折進行していたところ、国道 255 号を井細田方面から小田原方面に走行し、けやき通り側に右折しようと、停止線を越えた交差点内で停車していた相手方車両が、赤信号を無視して発進し、車両右後方に接触し、これを破損した。